

マッチング拠出の実現に伴う確定拠出年金法 施行令及び同法施行規則の一部改正について

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律、いわゆる年金確保支援法が第174回国会で成立し、同法において企業型確定拠出年金が事業主だけでなく従業員も掛金を拠出することができる、いわゆるマッチング拠出が実現した。

JISAでは、このマッチング拠出について平成16年度より税制改正等において毎年のように要望活動を展開し、既に[平成22年度税制改正大綱にて実現](#)していたが、このほどマッチング拠出の具体的な取扱を定めた同法施行令及び施行規則の改正案が公表された。平成24年1月1日施行予定。

改正内容の概要は[こちら](#)から。

なお、[全国情報サービス産業厚生年金基金\(JJK\)](#)との連携により実施している[JISA総合型確定拠出年金事業](#)では、10月12日に加入企業を対象とした年金確保支援法の勉強会を開催して情報提供を行った。

【参考】

年金確保支援法における確定拠出年金関係の改正ポイントは次のとおり。

- ・加入資格年齢の引き上げ（60歳→65歳）。
- ・マッチング拠出が実現し、掛金は従業員の所得控除の対象。
- ・事業主による従業員に対する継続的投資教育の実施義務の明文化。

このほか、住基ネットから加入者の住所情報の取得を可能とすることによる住所不明者の解消(企業年金の未請求者対策の推進を目的。他の企業年金制度等についても同様の措置。)等の制度運営上の改善を図る。

(田中)